

亀山市告示第106号

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、入園料及び保育料を軽減する事業（以下「幼稚園就園奨励事業」という。）を実施する私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第7条ただし書の規定により、別段の申出をした幼稚園に限る。以下同じ。）の設置者に対し補助金を交付することにより、幼稚園教育を受ける機会の均等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象園児 市内に住所を有する満3歳以上の者で私立幼稚園に在園しているものをいう。
- (2) 保育料等 対象園児に係る入園料及び保育料をいう。
- (3) 世帯構成員 対象園児と同一世帯に属し、生計を同じくする父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である者に限る。）の全ての者をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、対象園児の保護者であって次に掲げる世帯に属するものから徴収すべき保育料等を減額し、又は免除する私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯
- (2) 世帯構成員が当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯
- (3) 世帯構成員が当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額であって、世帯構成員のうち 2 人以上に所得がある場合は、これらの者の所得割課税額の合計額。以下同じ。）が、3 万 4 , 5 0 0 円に、年齢（当該年度の前年度の 1 2 月末日の年齢をいう。以下この条及び別表において同じ。）1 6 歳未満の扶養親族の数に 2 万 1 , 3 0 0 円を乗じて得た額及び年齢 1 6 歳以上 1 9 歳未満の扶養親族の数に 1 万 1 , 1 0 0 円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第 1 基準額」という。）以下の世帯
- (4) 世帯構成員が当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、第 1 基準額を超え、1 7 万 1 , 6 0 0 円に、年齢 1 6 歳未満の扶養親族の数に 1 万 9 , 8 0 0 円を乗じて得た額を加えて得た額及び年齢 1 6 歳以上 1 9 歳未満の扶養親族の数に 7 , 2 0 0 円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第 2 基準額」という。）以下の世帯
- (5) 前 4 号以外の世帯で、対象園児に、幼稚園（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第 7 6 条第 2 項に規定する幼稚部をいう。）若しくは児童心理治療施設通所部（法第 7 条第 1 項に規定する児童心理治療施設の通所部をいう。）に入所し、又は児童発達支援

(法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。)
若しくは医療型児童発達支援(法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。) を利用している就学前の児童(以下「幼稚園等就園児童」という。) である兄若しくは姉が 1 人以上いる世帯又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。) 1 年生から 3 年生までの兄若しくは姉がいる世帯

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表に定める金額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする設置者は、亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付(変更) 申請書(様式第 1 号) に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。申請した事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 保育料等減免措置に関する調書(様式第 3 号)

(3) 園則その他保育料等の額を明らかにする書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付(変更) 決定通知書(様式第 4 号) により前条の申請書を提出した設置者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた設置者は、幼稚園就園奨励事業が完了した日から起算して 15 日以内又は 3 月 20 日のいずれか早い日までに亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第 5 号) を市長に提出するものとする。

(書類の整備)

第 9 条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減額又は免除

をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 前項の書類の保存期間は、5年間とする。

(調査)

第10条 市長は、補助金の使途に関して必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者から前条の書類の提出及び報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年度分の補助金の交付から適用する。

別表（第5条関係）

単位 円

階層	定義		補助の限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護の規定による保護を受けている世帯		308,000		
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	308,000		
	市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	272,000	308,000	
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下の世帯	ひとり親世帯等	272,000	308,000	
	市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下の世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	139,200	223,000	308,000
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え第2基準額以下の世帯		62,200	185,000	308,000
第5階層	上記区分以外の世帯			154,000	308,000

備考

- 1 「ひとり親世帯等」とは、対象園児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の各号に該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅

の者に限る。)

- (5) 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

2 「第1子」とは、1人就園の場合にあっては当該園児をいい、同一世帯から幼稚園等就園児童が2人以上就園している場合にあっては最年長者である対象園児をいう。

3 「第2子」とは、同一世帯に幼稚園等就園児童又は小学校1年生から3年生までの児童の兄又は姉を1人有している対象園児をいう。

4 「第3子以降」とは、同一世帯から幼稚園等就園児童又は小学校1年生から3年生までの児童の兄又は姉を2人以上有している対象園児をいう。

5 世帯構成員のうち2人以上に所得がある場合は、これらの者の所得割課税額の合計額とする。

6 小学校1年生から3年生までの児童は、当該学年に就学すべき本来の年齢である児童とし、就学の免除等により就学していない児童を含むものとする。

7 備考3及び4の規定にかかわらず、第3階層以下の世帯に次の各号に該当する者であって保護者と生計を一にするものが複数人いる場合については、「第2子」とは複数人のうち

2番目の者をいい、「第3子以降」とは3番目以降の者をいう。

- (1) 保護者に監護される者
- (2) 保護者に監護されていた者
- (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属(前2号に掲げる者を除く。)

8 対象園児が途中入園し、又は退園した場合における補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める算式により算定した金額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)を限度とする。

(1) 入園料が発生する場合 この表に規定する金額×(保育料の支払月数+3)÷15

(2) 入園料が発生しない場合 この表に規定する金額×保育料の支払い月数÷12

9 保護者が実際に支払った保育料等の合計額がこの表を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

10 外国から帰国した場合等、居住している市町村の市町村民税が課税されない場合でも、所得を把握し、所得割課税額の仮定計算を行う。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付 (変更) 申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所

法人名

幼稚園名

理事長名

印

年度亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

様式第2号(第6条関係)

事業計画書		幼稚園名						
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	減単価	減免額 ×
保育料等減免階層区分		人	人	人	人	人	円	円
生活保護(第1階層)	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割非課税(第2階層)	ひとり親世帯等	第1子						
		第2子						
		第3子						
	ひとり親世帯等以外の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子						
市町村民税所得割課税額第1基準額以下(第3階層)	ひとり親世帯等	第1子						
		第2子						
		第3子						
	ひとり親世帯等以外の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子						
市町村民税所得割課税額第2基準額以下(第4階層)	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割課税額第2基準額を超える世帯(第5階層)	第2子							
	第3子							
合計								

保育料等減免措置に関する調査書

年 月 日作成

在園幼稚園名	園児の		(歳児)満 歳 月	年 月 日生	男女	
	氏 名		(歳児)満 歳 月	年 月 日生	男女	
幼稚園	(ふりがな)		(歳児)満 歳 月	年 月 日生	男女	
1 園児の属する世帯の状況(6月1日現在)						
氏 名 (ふりがな)	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	学校名等	市町村民税 課税額(円)	
					均等割額	所得割額
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
	年 月 日生 (満 歳)	男女		校(年) 園(歳児)		
世 帯 区 分						
ひとり親世帯等		生活保護を受けている世帯		在宅障がい児(者)のいる世帯		
園児保護者	上記のとおり提出します。 保育料等の減免措置について必要のあるときは、市職員が世帯情報を閲覧し、又は調査することに同意します。 住 所 亀山市 氏 名 ㊟					
幼稚園設置者記入欄						
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。				年 月 日	階層区分	
亀山市長 様	法人名	幼稚園名	㊟		第1階層	
	理事長名				第2階層	
					第3階層	
					第4階層	
					第5階層	

備考

- 園児の氏名の欄は、上欄から最年長者、次年長者の順に記入してください。
- 園児の属する世帯の状況の欄は、園児と生計を一にするすべての者を記入し、所得割額については、住宅借入金等特別税額を控除する前の額を記入してください。
- 世帯区分の欄は、該当する場合のみ園児の世帯を「 」で囲んでください。
- 階層区分の欄は、園児の世帯の該当する階層を「 」で囲んでください。
- 市町村民税の納税通知書の写し又は市町村民税・県民税課税証明書を添付してください。ただし、第5階層の世帯の園児は添付する必要はありません。
- 生活保護法の規定による保護を受けている世帯については、生活保護受給者証明書を添付してください。
- 在宅障がい児(者)のいる世帯については、その児童(者)の係る身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれかの写しを添付して下さい。
- 特別児童扶養手当を受けている園児がいる世帯については、特別児童扶養手当証書の写しを添付してください。
- 国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯については、国民年金手帳の写しを添付してください。

様式第5号（第8条関係）

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

住所
 法人名
 幼稚園名
 理事長名 印

年 月 日付亀山市指令亀字第 号で交付決定を受けた 年度幼稚園
 就園奨励事業が完了したので、次のとおり実績報告します。

保育料等減免階層区分		満3 歳児	3歳 児	4歳 児	5歳 児	計	減免単価	減免額 ×
		人	人	人	人	人	円	円
生活保護（第1階層）	第1子							
	第2子							
	第3子							
市町村民 税所得割 非課税 （第2階層）	ひとり 親世帯 等	第1子						
		第2子						
		第3子						
	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子						
市町村民 税所得割 課税額第 1基準額 以下（第 3階層）	ひとり 親世帯 等	第1子						
		第2子						
		第3子						
	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子						
小計（A）								

保育料等減免階層区分		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	減免単価	減免額
市町村民税所得割課税額第2基準額以下(第4階層)	第1子	人	人	人	人	人	円	円
	第2子							
	第3子							
市町村民税所得割課税額第2基準額を超える世帯(第5階層)	第2子							
	第3子							
小計(B)								

途中入園又は退園した園児のうち、入園料が発生した園児に係る実績

学級	多子軽減区分	階層	表に規定する金額	保育料の支払い月数	減免額 $\times (+3) \div 15$
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)	円	月	円
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
小計(C)					

途中退園した園児のうち、入園料が発生していない園児に係る実績

学級	多子軽減区分	階層	表に規定する金額	保育料の支払い月数	減免額 $\times \div 12$
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)	円	月	円
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
歳児	第 子	第 階層 (ひとり親等)			
小計(D)					

減免額合計(A+B+C+D)	円
----------------	---